

※履歴書へ記載されたメールアドレス宛に、受験に必要な各種情報を【town.abira.lg.jp】【cbt-s.com】のドメインを使用したメールアドレスから送信します。メールを受信できるよう「メールアドレス指定受信」「ドメイン指定受信」などの設定をお願いします。

※メールが届かない場合、迷惑メールフォルダに自動振り分けされていないかご確認ください。

※受験案内メールが、8月30日(金)13時までに届かない場合、同日17時15分までに必ず下記へお問い合わせください。

請求先・申込先・問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町95番地

URL <https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/saiyo>



令和6年度 安平町低所得者支援および 定額減税補足給付金（調整給付）について

物価高騰による負担増を踏まえ、新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置として、低所得者支援および定額減税補足給付（調整給付）を実施します。

※現在実施中である4万円減税において、減税しきれない人を対象に支給する給付金です。

■給付対象者

基準日（令和6年1月1日）に、安平町の住民基本台帳に記載されており、以下に該当する方

- ① 令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方
- ② ①の控除対象配偶者または扶養親族である者の数に1を加えた数に3万円を乗じて得た額が、令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）に掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者
- ③ 令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円以下である方
- ④ ③の控除対象配偶者または扶養親族である方の数に1を加えた数に1万円を乗じて得た額が令和6年度分個人住民税所得割の額を上回る納税義務者

※対象者には7月上旬に確認書を送付する予定です。

■給付額

支給対象者に記載のある、減税しきれなかった金額（所得税および住民税分）

※1万円を最小の単位とし、これに満たない単数がある場合は切り上げ。

※支給額は個人の税額や扶養人数、各種税控除などによって変動するため一律ではありません。

■申請方法

町から郵送される確認書へ必要事項を記入し、同封している返信用封筒にて郵送提出してください。詳しい申請方法は申請書に同封しています。

■申請期限

7月上旬から10月末までの期間で申請を受け付ける予定です。

※申請期限が正式に決定しましたら、改めて広報および町ホームページにてお知らせします。

■支給時期

確認書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071